

令和3年5月27日  
(2021年)

令和3年夏季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員の令和3年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.225月とし、6月30日に支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しは、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 3 再任用職員の令和3年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.175月とし、6月30日に支給する。  
また、会計年度任用職員の令和3年6月期の期末手当の支給月数については、条例どおり1.275月とし、6月30日に支給する。
- 4 定年前職員及び再任用職員の夏期休暇については、現行どおり週5日勤務者は5日、週4日勤務者は4日付与する。夏期休暇の対象となる会計年度任用職員については、現行どおり5日の範囲内で任用日数に応じて付与する。  
新型コロナウイルス感染症対策に係る様々な対応を講じている状況の中での完全取得を考慮し、取得できる期間を昨年度に引き続き、令和3年6月10日から8月31日までの間とする。取得期間延長の取扱いは最大10月31日までとし、その他は従来どおりとする。
- 5 新型コロナウイルスワクチン接種に要する期間について、職務専念義務を免除するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のための特別休暇の取得要件に「ワクチン接種に伴う発熱等の副反応症状により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を追加する。令和3年6月10日から施行する。施行前に対象となる要件で年次休暇等を取得している場合は、遡及して職務専念義務免除又は特別休暇の対象とする。
- 6 令和2年度に付与した勤続10年及び20年の長期在職休暇について、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、必要に応じて、現行今年度末までとなっている取得期間の延長を検討する。

- 7 初任給基準の見直しは強い要求であると認識しているが、国家公務員に準拠した水準であり、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 期末手当及び勤勉手当に係る期間率は、現行どおり、在職期間に応じて支給することが適正と考えている。
- また、事務服については、平成25年度から新規貸与を停止しており、在庫のある範囲で対応を行う。
- 8 再任用職員の格付けの見直しについては、強い要求であると認識している。定年引上げの検討の中で、60歳を超える職員の職務と給与のあり方について、併せて検討する。
- なお、定年引上げについては、国家公務員及び近隣市の動向を注視し、適切な時期に提案し、誠実に交渉に応じる。
- 9 職員の新型コロナウイルス感染防止に資するものとして、職員厚生会において、会員に対し、マスク及び手指消毒液を配付する。
- 10 職員厚生会の給付事業である入院費補助金について、コロナ禍における特例措置として、新型コロナウイルスに感染し、保健所からの指示によって宿泊施設等で療養したときも給付対象とする。
- 11 通年の職又は任用期間が6か月以上の会計年度任用職員を対象に、新たな特別休暇として、出産補助休暇を創設する。有給の休暇とし、一会計年度につき、週当たり3日以上の勤務者にあつては2日、2日以下の勤務者にあつては1日を付与する。令和3年7月1日から施行する。
- 12 会計年度任用職員を対象に、新たな特別休暇として、祭り休暇を創設する。有給の休暇とし、一会計年度につき1日を付与する。令和3年7月1日から施行する。
- 13 庁舎内の空調運転については、労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則の趣旨、並びに節エネルギーの要請を踏まえた運用を行ってきたところであるが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の取組に対応する特例措置として、冷房運転基準を緩和するとともに、時差勤務等を考慮した弾力的な冷房運転が実施されるよう関係部局と調整する。
- 14 職員会館3階の空調設備の修繕については、職員厚生会予算において冷風扇等を購入し設置するなど、応急的な対策を講じているが、引き続き関連予算の確保に努める。